

監査委員告示第 6 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び志摩市監査基準第3条第1項第1号、第2項の規定により実施した、令和4年度定期監査の結果(後期)に基づく措置状況調査表を公表します。

令和 5年 4月28日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

令和4年度定期監査結果(後期)に基づく措置状況調査表

1. 公表事項

令和4年度定期監査結果(後期)に基づき取り組んだ状況(講じた措置)の措置状況調査表

2. 公表内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)199条第1項、第4項及び志摩市監査基準第3条第1項第1号、第2項の規定に基づき、令和4年度に実施した定期監査について、市長等からその結果について取り組んだ状況(講じた措置)が通知されたので、その状況を地方自治法第199条第14項及び志摩市監査基準第19条第1項の規定により、監査区分別、措置区分別に集計した措置状況調査表を公表します。

3. 取組みの状況(講じた措置)

令和4年度定期監査結果(後期)に基づき、監査委員が指摘した件数は12件で、「措置済み」は12件(100.0%)となっています。

指摘した件を監査区分別で見ると、注意事項12件、となっています。また、措置区分別で見ると、注意事項では「措置済み」12件となっています。

令和4年度定期監査結果(後期)に基づき講じた措置状況調査集計結果

措置区分 監査区分	集計結果		結果の内訳							
			1(措置済み)		2(実施中)		3(検討中)		4(未措置)	
	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比
1(指摘事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2(注意事項)	12	100.0	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3(検討事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4(意見)	0	0.0	0	0.0	0	0.00	0	0.0	0	0.0
計	12	100.0	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(監査区分)

- 1) 指摘事項 : ①法令違反
 ②予算の目的に反していると認められるもの
 ③不経済な行為が生じていると認められるもの
 ④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項 : 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項 : 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意見 : 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み : すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実施中 : 引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検討中 : 現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未措置 : 措置がまったくされていないもの